

ISSN 1342-5269

昭和二十二年九月二十二日第二種郵便物認可
平成九年二月十日發行（毎月一回十日發行）

中央 労働時報

第919号
臨時増刊

監修 中央労働委員会事務局

第51回(平成8年11月20日～22日)
全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人

労委協会

第二議題

不当労働行為事件における一人組合の申立適格とその救済方法について

—経験と見解の交流—

(四国ブロック労働者側提案)

提案理由説明

労働者委員（高知）川田拓助

【説明】
現行不当労働行為制度の下、組合員が一人だけのいわゆる一人組合は、労働組合法第二条が求める団体、すなわち、複数の労働者の結合するものでなければならぬとの要件を欠くので、申立適格が認められないということが通説となつていい。そこで、一人組合に申立適格は認められるのか否か、認められるとすれば、いかなる要件を備えていなければならないか、各労働委員会のご経験及びご見解をお伺いしたい。また、申立適格が認められる場合、その救済方法について、一人組合であるがため特に考慮すべきか否か存続してきた労働組合が組合員一人に減少したとしても、その減少の理由や一人（組合間差別の組合事務所貸与など）についても併せてお伺いたい。

しかしながら、いつたん適法に成立し立適格を認めるのが妥当との見解があり、これに沿う労働委員会命令もいくつか出されている。

一人組合に係る労働委員会命令や係属した事件は多くはないが、現実にこの種組合はかなり存在しており、今後、申立

不当労働行為における一人組合の申立適格とその救済方法等について、提案趣旨の説明をさせていただきます。初めに、本議題をさせさせていただきましたのは、問題を四国ブロック労働者側が提案いたしました経過、並びに趣旨について申し上げます。労働委員会における一人組合に関する取扱い事件は、以下で取り上げました命令以外は調査をいたしておりませんので、正確な数字を把握いたしてはおりませんけれども、全国の審査件数に占める割合は少ないとと思われます。そのように、ごく少數の件数に関するものについて、全労委総会の議題として提案をするという

ことがいかがなものか、という向きもあることかとは存じます。しかしながら、あえて本議題を提案させていただきましたのは、これから述べさせていただきますいくつかの事情からでございます。
実は、この一人組合の問題は、本年六月、高知県で開催をいたしました、四国地方労働委員会協議会総会、いわゆる三者連絡会議におきまして、団交拒否事件にかかる事例に基づいて、議題が提出されたのが発端でござります。その論議を通じまして、審査、あるいは合議が迅速に行われた場合には、救済をされたのに、理由はともかく審査

の長期化によって結果的に一人組合になつたことから救済されなかつた、というような状況が起つて得るのではないか。そうなりますと、審査の進行如何によつて救済されれる資格の有無が決まつてしまつといふことがあります。確かに、審査に要する期間の長短によつて、救済されるかされないか、結論が分かれるということになれば、大きな問題であると思います。また、私たちの四国ブロックにおいては、現に組合員が一人になつても活動してゐる組合もたくさんござります。申し立てた時点におきまして、一人であつても申立資格が認められるとするならば、一人組合として締めていた潜在的な不当労働行為が申し立てられ、侵害された團結権が回復する可能性が出てくるのではないか、というようなことも考えられます。さらに、最近大きく取り上げられております個別紛争事件と労働委員会とのかかりわりもございます。近年高知県におきましては、労使関係の紛争の当事者となつた労働者が、その後に労働組合に加入をし、その労働行為事件として係属をしているといふことを申請してまいる、という事件があります。した。他県でも同様の状況のもとで、不當労働行為事件として係属をしているといふことを聞き及んでいるわけです。これらの

現実、特にこのことにつきましては、東京都の事務局職員によりまして、「中央労働時報」八六八号、「季刊労働法」一七九号等において述べられておりますが、これらの現実からしますと、何も長年労働組合活動をやつていなくても、一人で組合に加入することによって、労働委員会で救済を受けることができるのだ、とも言えそうであります。

しかし、既存の組合に加入したことでの労働者としての権利が守られるというのであれば、ここに言う一人組合は、労働活動をやつた結果といいますか、少なくとも組合結成に務めて、労働組合活動に手を染めて、団結権の行使の実を得ようとしたところ、結果として一人組合になつたといふことでありますから、団結権保障の観点から申しますと、既存の組合に労働者が加入することによって受けることとなる救済と、同等以上の配慮を受けてよいのではないかと考えられます。そうでなければ、一人組合の組合員は、労働者として労使関係についての社会的システムに対する信頼を持ってないことになるからであります。

もちろん、労働組合法第二条本文によりますと、労働組合は団体でなければならぬ旨の規定がなされております。そして、団体であるためには、複数、即ち二人以上の労働者によって構成されたものでなければならぬわけですから、この考え方からし

組合は、過去にたとえ多數の組合員が加入していたとしても、労働組合法上の保護は与えられない、という考え方が当然のこととなりましょう。私もこれを全面的に否定をするつもりはありませんが、このような原則論についても、一定の要件を備えた場合において、即ち一旦適法に成立し存続してきた労働組合が、組合員が一人に減少してしましても、その減少の理由や、一人に減少した時期などの事情によつては申立適格を認めるというのが妥当、との見解があります。現にこれに沿う労働委員会命令もいくつかござります。このように、「組合は二人以上で構成したものでなければならない」との原則にも例外がある、と考える余地があるようありますし、そのような命令例もございます。果たして、一人組合に不当労働行為申立適格が認められるか否か、認められるとすればいかなる要件を備えていなければならないか、また申立適格が認められるとする、その救済方法等特に考慮すべきか、などにつきまして労働者側委員として認識を深めるとともに、労働委員会全体として議論するだけの価値があるのではないかと考えまして、この機会に皆さん方のご経験、ご意見、ご見解をお伺いしたいのであります。

としましては、不当労働行為の申立適格にかかるものはないと考えておりますが、昭和三九年七月七日岡山地裁判決で、友浦鉄工所事件、これにつきまして、多数の組合員が集団的に脱退した結果支部長一人になつた事案について、組合員が一名のみとなつたことにより、労働組合としての実体を失つて、本件の労働組合は消滅をし、一人残つた者の組合員たる地位も消滅する、という判示をしております。

次に、議題の不当労働行為申立適格にかかる労働委員会の命令としましては、いくつかございますが、積極、消極あい反します判断がなされておるわけであります。資料集にもいくつか判例等が出されておりますけれども、積極例といたしましてはだいぶ古いですが、大阪地労委が昭和三六年一〇月一一日に決定した日章運輸事件、これが最初のものではないかと思われます。この命令では理由が述べられておりませんから、なぜ一人組合にも申立適格があるのか、それはわかりません。その翌年の昭和三七年八月二二日、京都地労委が京都全但タクシー事件において、「一旦成立した労働組合が、使用者の支配介入により一時的に組合員が一人に減少したとしても、必ずしも組合が消滅してしまつたと見ることはできない、残存一人となつて以来日数も浅く、現に組合活動を行い脱落組合員の復帰、までは新規組合員獲得の可能性が全く消滅し

たとは認められない場合にあつては、当該一人組合は、なお労働組合として扱われるべきである」という旨の、一人組合が認められる場合の要件を判示をいたしております。その後、資料集の七〇頁に載つておりますけれども、浜本染料事件、大阪地労委が昭和五五年六月二六日決定をいたしました。さらに七七頁に掲載をされておりますニューリンカーン事件、これは三重地労委の平成元年三月一四日、と積極的な判断がなされておりますけれども、そのいすれも会社の支配介入によつて組合員が一人に減少したということと、脱退組合員の復帰や、新規組合員の加入の可能性があるとのことと要件としたものであります。そして今年三月一五日徳島地労委が吉野川タクシー事件において、これと同様の要件のもとに、一人組合申立適格を認める命令を出してお

ところの、一人組合適格性を判断するにみれば労働組合の社会的意義についての社会的利益についとになり、妥当な考え方ます。使用者の組合になつたといふ労働行為の審査中にけに留まらず、申立になつてはいたものとして申立てができる。次に、一人組合の場合の救済方法に人組合であるがためにか、ということです。これは、例へが不当労働行為にし組合掲示板を貸与組合方法として組合までする必要はないこととか、...は請求していない。動を確保するといスを付加するといきだ、といったよをいたしたいので

会にならなかった原因によって、
従業員性と団結権保護、と
制度の目的の実現との間
で、比較衡量を行うこと
のものではないだろうかと
いう考え方は、言つて
いることの支配介入の結果、一人
の組合に申立適格があること
であることであれば、不当労
り組合になつたものだ
と立時点ですでに一人組合
であつても、労働組合と
一人組合になると考へるの
についてでござります。一
般に特に考慮すべきか否
か申立適格が認められる
お伺いをしたいのであり
えれば組合掲示板の不貸与
該当するとした場合、教
員が一人しかいないのに
せよ、というようなこと
いのではないか、といふ
逆にポスト・ノーティス
けれども、将来の組合活
用の意味でポスト・ノーティス
うようないことを考慮すべ
うなことについてお伺い
あります。

した
を見た限りでは、一人組合であるために特別な救済方法が取られ、考慮された、といふようなものはなかったと思われます。しかししながら、団交拒否事件で、団交応諾は命じず、文書手交を命じているもの、例えれば浜本染料事件、吉野川タクシー事件、これは文書掲示ということではありますが、支配介入事例でポスト・ノーテイスではなく文書手交を命じてある事例、これは京都全但タクシー、浜本染料事件等があります。これらは命令書には書かれておりませんけれども、合議の中では一人組合に対する救済方法というものを議論されたのではないが、と推測されるわけであります。私は、一人組合でも将来組合員が増えていくという可能性を持つてゐるとするならば、救済方法においてそういう面を特に考慮すべきではないか。安易に、現在一人であるからこの程度でよい、といったようなことはなくして、團結権の侵害を実質的に回復するといったことを考慮した救済を行なうべきではないかと考えるもので。そういふた意味では、最高裁第三小法廷、これは平成七年一一月二一日判決の灰孝小野田レミコン事件、これは一つの参考事例となるのではないかろうかと考へます。この事件は、併存する組合のうち組合の人数が二名と、少ないこと等を理由として、組合事務所を貸与しなかつたことが不当労働行為であると

した労働委員会命令が、最高裁において支
持されたものであります。控訴審係屬中
に併存する組合も組合員の脱退、退職等に
よつて組合事務所は返還をされ、当該組合
も組合員が一人になつた。そこで会社は、
会社内に併存組合がないこと、組合員が一
名しかいない組合には、組合事務所は必要
ではないとして争つたのでありますけれど

経験と見解の交流

公益委員（北海道）道幸哲也

した労働委員会命令が、最高裁において支持されたものであります。控訴審係属中に併存する組合も組合員の脱退、退職等によつて組合事務所は返還をされ、当該組合も組合員が一人になつた。そこで会社は、会社内に併存組合がないこと、組合員が一名しかいない組合には、組合事務所は必要ではないとして争つたのでありますけれど

経験と見解の交流

公益委員（北海道

も、高裁は「右のような状況変化を考慮しても、会社が組合と他組合と立平等に扱っていたとは認めがたい」との判断を行いました。最高裁も「原審の認定判断は正当として是認できる」と、それだけ述べてあります。一人組合のことについては触れられておりませんが、一人組合への組合事務所賃貸を拒否したものではないと思われるわけであります。

最後に、本議題のように審査に長期間要したために一人組合となつたために、本来救済されるべきものが救済されない、といったようなことがないよう、また一人組合であろうとなかろうと、使用者の団結権侵害に対しましては、絶対にやり得を許さない、いわゆる実効性のある救済を命じてほしい、と願つてゐるわけであります。そのことは、破壊された労使関係の回復と、将来の安定化につながり、不当労働行為制度の目的が達成できるものと確信をする次第であります。

提案趣旨の説明とさせていただきます。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

委員（北海道）道幸哲也

いとります。

大体特徴というのには三点あります。一つはいわゆる一人組合、組合員が一人の場合、申立適格を認めていません。この一般論についてはほぼ異論はありません。ただし問題になるのは、その原理を修正するものとして、一人組合の状態が使用者の不当労働行為に由来する、もしくは現在、組合組織化の活動をしている場合には、申立適格を認める、ということになつてします。形式的には見解が対立している。つまり、申立適格を認める例と認めない例があります。ただ、この見解の対立は、いわば理論レベルの対立なのか、それともいわば事例的な対立なのか、というのははつきりしていません。私の感じでは、むしろ一人組合の申立適格を認めない例は、使用者の支配介入がないとか、当該組合が具体的な組織活動をしていない、ということが前提になつているのではないかと思われます。したがつて、もしも当該組合が、組合活動にはいろいろな議論がありますけれども、

もかかわらず、申立適格を認めないと、う判断がなされると、理論的にはつきりとした対立状態になります。しかし、実際にはそういう事例がありませんので、どうも労働委員会の見解が対立しているというのは、非常に外形的なレベルで、実際には必ずしもはつきりしていない、と私は思つております。

つまり労働委員会の意見が対立しているとか、処理視角が全く異なるとか、そういうことはないのではないかと考えております。

次に、やや理論的なレベルのお話をしたいと思うのですが、まず、一人組合の申立てをなぜ問題にするかということです。これは、組合申立てという形式にするか、そ

格に對応するのは個人申立てですが、それによつて何が違うか。つまり組合申立てにする意義は何か、ということになると思ひます。この点につきましては、申立適格自体について争いがありまして、労働委員会の見解も若干違つております。ほん全体の傾向としては、一号事件と四号事件については個人申立ても可能である。それから二号事件については、組合申立てだけだと三号事件については見解が分かれております。そして、おそらく申立ての類型に応じて、場合によれば個人申立ても認められる、というが全体の傾向だ、というような感想を持つております。組合申立ては、あらゆる不當労働行為類型について申立てが可能ですかからしたがつて、ここでは組合申立てといふ構成をすることによつて、救済の幅を広げようという点が最大のメリットになるわけですね。次に、「組合申立て」というのは、具体的に労働委員会の審査過程のどのレベルで問題になつてゐるかと申しますと、これはどうもはつきりしないのですが、一つは審査のレベルで問題になつてゐる。もう二つは、

一つは申立適格のレベルで問題になつてゐる。これは、関連しているのですが、どう関連しているか、もしくは、事件処理の際に明確に使い分けているか、ということはどちらもはつきりしません。実際、労働委員会の命令まで行つた事件は、全部申立適格の問題です。一例だけが救済利益の問題と

バターンがあつて、そのうち目にについて組合申立てができる異論はありません。そういう立場に一人しか組合員がないのも、比較的類似した状況で組もう手段が可能である、とうておく必要があると思います。

番田と三番
と、これは
味では、職
いう場合で
申立てとい
とはおもえ

団結権とかああいう言葉は使わないほうがいいと思ってているのです。むしろ職場ルール違反行為だというふうに構成したほうが妥当な解決ができるのではないかと。職場労働行為の被害者、被害者という言葉はある程度は正しいが、使用者側から見るとどうでもいい。使用者側から見ると、使用者側がどうでもいい。使用者側がどうでもいい。使用者側がどうでもいい。

して処理していますけれども、基本的には申立適格の事例です。しかし、理論的にはむしろ資格審査の問題ではないかということもあります。これは、命令までいかない事件です。和解等で処理した場合にこの問題がどう処理されているか。つまり、資格審査の問題なのか、申立適格の問題なのかと、この点もまだはつきりしておりません。ただ、おそらくここでは申立適格に限定して議論する、ということになると思います。それから、予めおさえておくべき三番目は、本件の場合は職場において組合員が一人になつた、もしくは一人しかいない、という場合の申立適格の問題ですが、こういふ場合は、本件の場合には職場において組合員が一人になつた、もしくは一人しかいない、とて議論する、ということになると思います。

最後に、ではどう考えるのかということになりますが、これは基本的には先ほどど提案のあったように、支配介入で一人になりますが、これは基本的には先ほどどたり、実際に現在組合活動をしているという場合には、一人組合、つまり組合申立てを認めるほうが妥当な処理ができるのではないかと考ります。私は、むしろ要件を立てるならば、使用者の不当労働行為といふのは必要がない。つまり状況が切羽詰りますと、組合員であることというのは非常にリスクないことになりますから、直接の支配介入がなくても組合を脱退せざるを得ない、もしくはするという例はたくさんあります。ですから、いわゆる一人組合として組合申立て

まりよくありませんけれども、被害者としては、当該不利益を被った個人や組合だけではなくて、不当労働行為は常に職場において行われる見せしめという機能を果たす。つまり、組合活動をすればこういう目に遭つんだとそういう意味では、むしろ不当労働行為を禁止するというのは、当該組合とか個人のためではなくて、むしろ職場で一種の公平な労使間秩序を作るためだと考えます。そうしますと、申立適格についても、組合が個人の形態が残っている限りは、広く申立適格を認めたほうが職場ルールの確立といふ観点からは適当ではないかと。これが第一

う状況については、大体救済申立ての仕事として三つのパターンがあるのではないかと思われます。一つは、個人申立てです。二つ目は、企業内の支部ないし分会が一になつた、当該職場では組合員が一人だがいわば企業別組合の組合はある、という組合の申立てです。それから、三つ目はいわゆる合同労組、もしくは一般労組で当該職場の組合員が一人の場合です。この三つの

合申立てを認めるというのは、当初適法な組合があつたということは前提ですけれども、現在一人の状況になつたにもかかわらず組合の組織活動をしていると、こういう要件だけで十分ではないかと考えております。では、なぜそのように考えるかというとですが、三つの理由が考えられます。一つは、不当労働行為をどう考えるかということです。不当労働行為というのは職場ルール

それから、二番目はいまのと関係しますが、不当労働行為の禁止というのは、いわば職場ルールの確立です。この中身は、組合活動の自由等を目的にします。そうしますと、たとえ個人の利益が問題になる、例えば個人の経済的、もしくは雇用関係上の利益が問題になるとても、これはあくまでも間接的にそれを保障するものだということです。つまり、それは一種の反射的

そういう経済的な利益が確保されているのだと。そうしますと、本体はやはり組合活動の自由ですから、可能な限り組合申立てが構成の方が適合的です。私は個人申立てがなぜ認められたかについて、非常に疑問をもつてゐるのです。むしろ組合申立てが原則ではないかということです。一人組合であつても、例えば一人組合が組合活動をしているという場合は、残された一人の構成員の組合活動という意味では、むしろ組合自体の活動とみなしたほうがいいのではないかということです。

三番目の理由は、非常にフレクティカルな理由で、組合数の増減というのは当然あり得るし、それから特に使用者の支配介入によって減つたような場合には、一人組合の申立てを認めないというのは、非常にアシフエアードということです。特に、支配介入で組合員数が減つた場合は、その減つたことを不当労働行為として申し立てる主体は、あくまでも組合であって、残つた一人の人ではないわけです。そういう意味では、組合申立てのほうが実態に合つているのではないかということです。

以上が私の意見なのですが、同時にこの問題を考えているうちに、非常に難しい問題に直面したので、ちょっとそれについて

も簡単にお話をします。もしも組合申立てが認められないということになりますと、個人申立て、ということになります。実際五

条二項では個人申立てを認めております。しかし、個人申立てがなぜ認められるかということです。さらに、いわば民事的な発想ではなくて、行政救済独自の個人申立ての法理というのは可能なのだろうか、という大きな問題があると思います。それは、個人申立てといつても、どうも違うパターンというか、違う利害状況で個人申立てが問題となるのではないかと思われるからです。というのは、パターンに分けるといふのは学者の癖ですが、一つは法内組合を前提とした個人申立てです。これは当然でき

というのはいいのだけれど、例えば支那人に対する救済みたいなものは個人申立では難しいということになつておりますと、しかし、どうも全体的に考えますと、そういう個人申立てをどう考えるか、というとをもう少し見直す必要があるのでなかと。つまり、この一人組合の延長に、しくは関連して個人申立ての意義付けと、うものをむしろ考え方だほうがいいのではないか。こういったことが、この問題を考えた私の最後の結論なわけです。特に最近、皆さんご存じのように、非常に多

の労働委員会の命令が、取消訴訟で取り消されしております。その最大の理由というか、原因は、やはり民事的な発想にあると考えます。ですから、申立てのあり方とか、組合と個人の利益とか、いま申しました個人申立てを、不当労働行為独自の観点からどう理論付けるかが重要な課題になります。救済方法については、そこまで考える余裕がなかつたということで、ご容赦をお願いしたいと思います。以上をもちまして、私の見解を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

勞働者委員（和歌山）曾和進

ご見解を申し上げる前に、二つほどご了解をいただきたいと思います。一つは、近畿ブロックのほうで、労働者側委員の皆さんが集まつて意思統一した見解ではない、私の個人的な見解であるということを、ま
すご理解をお願いしたいと思います。もう一点は、当和歌山の地方労働委員会では、この事例を扱つたことがございませんので、この二つについて、是非ご了解をお願い申し上げます。

主的に労働条件の維持改善、その他経済的・地位の向上を図ることを主たる目的として、組織する団体、またはその連合体をいう」と規定をしておりまして、労組法上の労働組合の要件の一つとして、団体性の要件を挙げておるところでございます。団体とは、「特定の目的のために多人数が結合したもの」を言う」とされておりまして、団体であるためには、それを組織するところの構成員、労働組合の場合は組合員と、そしてそ

労働組合とは、労働者が主体となつて自

の労働委員会の命令が、取消訴訟で取り消されてしまいます。その最大の理由といふかは、やはり民事的な発想にあると考えます。ですから、申立てのあり方とか、組合と個人の利益とか、いま申しました個人申立てを、不当労働行為独自の観点からどう理論付けるかが重要な課題になります。救済方法については、そこまで考える余裕がなかつたということで、ご容赦をお願いしたいと思います。以上をもちまして、私の見解を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事件におきまして、労働組合は複数の労働者
が集まって、「永続的團結力を持つて、
使用者と対等に交渉するものである以上、
単なる個人の一時的集合体と異なり、構成員の資格、内部組織、意思決定の方法とそ
の実行機関、機関の権限、あるいは組合運
営上必要とする財産的基礎等についての根
本的規約を有して、これによつて永続的に
統制ある行動をなし得るよう組織されてい
ることが必要である」と、こういうようじ
熊本地裁で判決が出されております。

「原則的には、一人組合の労働組合性を否定しながら、その後短期間のうちに加入者を得たような場合は、組合が一旦消滅したものとせず、改めて結成行為がなくても同一性を失わず存在している」と解してよいであろう」とするような学説があるわけです。続いて、命令例を見てみますと、肯定例、否定例があいまい半ばしているように思います。肯定例としては、京都全但タクシー事件、浜本染料事件、あるいはニューリンカーン事件がありますし、否定例としては、上板橋病院事件、そして明和製作所事件、久保田運送事件等がございます。これらの内容については、本総会の資料並びに先ほど川田さんが問題提起の中でも詳細に説明がありましたが、割愛させていただきますが、これらの命令を見てみると、肯定例は「組合員の復帰、または新規組合員獲得の可能性が全く消滅したとは認められない限り、団体性を失わない」としている点が特徴的であるように思います。否定例は、「組合員の数が一名になったという事実を重視」している点が、特徴的であるように思います。思うに、労組法上の労働組合であるためには、その構成員が複数であることは、当然であります。しかし、いかなる原因によろうと、一人組合になれば申立適格をなすこととは、あまりに形式的に過ぎるのではないかろうか、という疑問が生じます。支配介入なくして、組合員の脱落が相次ぎ、

一人組合になつた場合と、また支配介入により一人組合となつた場合を、同列に取り扱つてもよいのだろうか、という疑問が生じるわけです。むしろ、支配介入により一人組合になつた場合には、申立適格を認め、しかし、法文上に明記されている以上、一人組合という状態のまま放置することは、労組法上の組合の原則である「団体性の原則」に反すると言わざるを得ないと思います。したがいまして、一人組合がいかなる条件のもとであるならば、労組法上許容できる範囲内にあるかという臨界点を模索する必要性があるようになりますが、前にも申し上げました学説、命令例を参考に検討すれば、使用者の支配介入により一時的に一人組合になつた場合であつて、現に組合活動が行われ、加入者を得て組合員が複数になる可能性が否定をされない限り、一人組合であつても申立適格を認めてもよいのではないかと考えるわけです。

整理をいたしますと、一つは、すでに労働組合として成立をしていること、二点目は、使用者の支配介入によつて一人組合になつたこと、三点目は、現に組合活動が行なわれていること、四点目は、一人組合の状態が短期間で、組合員数が複数になる蓋然性が高いこと等の条件をもとに、一人組合の申立適格を認めてはどうかと考えるわけです。

ですが、具体的にはそれぞれの事例に即して判断するほかはないと考えます。なお、補足的に申し上げておきますと、労働組合としての性格を持つ支部、または分会の場合には、所属組合員が一人になつてしまつても、なお組織的な統一体としての性格を有しているから、その支部、分会の団体性は失われないと解している学説があります。しかし、支部、分会が労組法上の規定する要件を満たす団体であるならば、それ自体独立した労働組合として、先に述べました基準により判断すればよいのではないかと考える次第でございます。

して一人組合を認めていこうとして、主張するわけではありませんし、現行労組法上、長期的に一人組合を認める解釈をすることは無理ではないかと考えるわけです。つまり、一時的に一人組合となつた不合理を是正し、労組法上の救済を与えると意図しているのであります。前提は複数組合員からなる組合への復帰でございます。したがいまして、一人組合であるが故に、その救済方法について他の組合と区別をさ

れるということは、合理的な根拠はないよう思われます。設問にもありましたように、組合間差別の組合事務所貸与について言えば、実態面で少人数であるが故に小部屋を割り当てるとかいう問題は、格別、権利義務の関係におきましては、平等扱いの基本原則に沿つて、救済方法を考えるべきであろう、と考える次第でございます。

以上を申し上げまして、私の見解といいます。ご清聴ありがとうございました。

使用者委員（奈良）吉田正雄

未熟ですが、不当労働行為事件における未熟ですが、不当労働行為事件における申立適格について、事例を中心

に発言したいと思います。

これまでの発表者の発言と重複する点も

合、いわゆる一人組合の申立権、申立適格について見解が分かれます。先ほど和歌山の方から説明されたのと全く同じですが、

否定説は、どのような原因で一人組合になつたにせよ、社団性がなければ、労働組合と

それが四ヵ月ほどして一名となり、この決

定時点では四名の組合員がおります。労働

委員会の判断は「組合の構成員は、原則的

には複数を建前とするのであるが、一旦成

立した組合が使用者の支配介入により一時

的に組合員が一人に減少したとしても、必

ずしも組合が消滅してしまったと見ること

はできない。即ち、残存一人となつて以來

日も浅く、現に組合活動を行い、脱落組合

としての実体を失つて消滅し、その者の

組合員たる地位も消滅する」と判示してお

ります。

は、組合が一旦消滅したものとして取り扱

合が消滅したものとしてその存在を否定す

ることは、労働組合法の精神に反する」と

いうことで、「上部団体の援護とか協力を

ざいます。これは、組合員が一七名で結成

されたが、会社の支配介入によりいわゆる

入によりまして、組合員が一名となつた場

れるということは、合理的な根拠はないよう思われます。設問にもありましたように、組合間差別の組合事務所貸与について言えば、実態面で少人数であるが故に小部屋を割り当てるとかいう問題は、格別、約五〇名であったが、この事件審査中、会社の支配介入により逐次組合員が減少していくに被解雇者一人になつたというものです。労働委員会の見解は、「たとえ一人組合であつてもそれが不当労働行為によつて生じたものである場合には、例外的に労働組合としての資格を認めるべきである」と

肯定例の二つとしては、三七年八月、京都地労委の京都全但タクシー事件があります。これは組合結成当時、五八名の組合員、それが四ヵ月ほどして一名となり、この決定時点では四名の組合員がおります。労働委員会の判断は「組合の構成員は、原則的には複数を建前とするのであるが、一旦成たにせよ、社団性がなければ、労働組合としての適格性はないとしております。肯定説は、一人組合に至つた原因に着目して、使用者による支配介入の結果一人組合となつた場合は、その申立権を認めるべきであることは、中間的な見解は、原則的に組合員が一人に減少したとしても、必ずしも組合が消滅してしまつたと見ることはできない。即ち、残存一人となつて以来としております。中間的な見解は、原則的には一人組合の組合性を否定しつつ、「そ

の後短日の間に加入者を得たような場合は、組合員たる地位も消滅する」と判示しております。

地労委での否定例としましては、昭和三七年三月埼玉地労委の明和製作所事件がございました。これは、組合員が一七名で結成

合の救済申立事例ですが、三六年九月、大阪地労委決定の日章運輸支部事件がありまます。この事件は支部の結成当初、組合員は一性を失わず存続しているものと認めるのが相当」ということで、当事者適格を認めております。

肯定例の二つ目としては、総会資料の七〇頁以下にあります。大阪地労委の浜本染料事件です。これは、「組合員が一名になりましたのは、主として会社の支配介入によること、組合脱退者の一部と組合員との間で、なお組合復帰の話合いが行われております。

第二組合が結成され本件救済申立時、支部組合員は一名であったというものです。労働委員会の判断は「不当労働行為申立時から支部組合員は一名であり、支部組合としての社団性は認められない。よって、資格審査を却下する」として、救済申立適格を否定しております。その背景には、申立時より資格審査決定時まで、組合員が一人であること、支部が法第五条一項の資格証明をしないということなどがあります。これで、不当労働行為事件についても支部の救済申立ては却下されておりますが、この件については、上部組合である全金埼玉地方本部が連名で申立てをしておりまして、実質的な救済はされています。

ほかに上部組合である東京医療学組と一
人組合員となつたK個人が連名で申立てを
しております、原職復帰等実質的な救済
はされております。

否定期例の三つ目としましては、同じく東京都地労委、昭和五〇年八月久保田運送事件があります。これも「組合の資格審査を進めることに当たって、組合並びに運輸労連東京に組合員数を照会したところ、現在一名である」ということが確認された」ということで、「いわゆる組合は、現段階では組合員数二名以上の構成という団体性の要件を欠いているから、少なくとも不当労働行為の救済申立資格を失ったものと言わざるを得ない」ということで、単組の申立てを却下しております。

が組合に復帰する可能性はないと言ふべきだ。」
「でなければならないとする団体性の要件を欠き、組合としての実体を失い消滅したもとのと認めるのが相当」とされております。
いままで申し上げてきました事例につきましては、肯定例の場合は、要するに共通点としましては、「組合員」一人が現に組合活動を行つてること、また組合員の増加の可能性があること、いずれも使用者の支配介入によつて組合員が減少した」ということが共通点と言えそうです。
それから、否定例の場合は、「救済申立時より、あるいは決定時点まで組合員が一人であるということ、組合員の増加の可能性がないと認められた」のだろうと思いま

れるわけです。こういう場合には、いままでの事例のように、救済申立時一人の場合は、上部組合との連名申立て、または本人個人との連名申立てを行うのが望ましいと思います。

先ほども説明がありましたが、個人申立てについては法第七条二号のいわゆる団交については認められませんが、一号、三号、四号についてはいずれもなし得ると解されておりますので、一人組合名で申し立てるか、個人名で申し立てるか、二号を除いて実際上の差異は生じないと思われます。

それから、申立後一人となつた場合、この場合には労働委員会規制三十二条の二の規定に基づきまして、上部組合または当該組

否定期例の二つ目としては、資料六五頁以下にあります。東京都地労委、昭和四三年一月の上板橋病院事件があります。これも、「労働委員会が分会の資格審査を進めに当たつて、分会員数を照会したところ、被解雇者Kを含む数名がいる」というのみで、K以外に具体的に分会所属の組合員がいるとの十分な資料は提示されなかつた」といふものです。「分会は、現段階では、少なうとも不当労働行為の救済申立資格として必要とされているところの、組合員二名以上の構成という団体性の要件に欠けると言ふざるを得ない」として、分会の申立てを却下しております。

それから、資料の七七頁、三重地労委平成元年のパチンコ店ニューリンカーン事件があります。これは、上部団体は無く、このパチンコ店を解雇された委員長以下、組合員は六名の組合員、申立時の組合員数はちょっと不明ですが、決定時、終結時は組合員は一名ということです。この件につきましては、「一人組合となつて以降、組合としての交渉を持つことなく、また団体交渉の申入れもされておらず、その他の組合活動と認められる事実もないことから、組合活動が継続していない」と判断されています。「退職した元組合員が、原職に復帰する蓋然性は乏しく、また脱落組合員

す。いざれも現時点では、分会は二人以上の構成という团体性に欠けるということで否定されております。また、組合員数の照会に対して、的確な回答を出さなかつた、あるいは一名しかいないということが確認されているということです。これら、申立資格が認められなかつた分会支部は、いざれも上部組合との連名で申立てを行つておりまして、原職復帰等の救済はなされております。その面では、実質的に大きな差異はないといえるのかもしれません。

それから、一人組合の救済方法についてですが、組合員の増加の可能性が認められず、組合の資格が否定された場合、何らの

会員個人を当事者として追加しておく、ということも必要だうと思います。

また、組合員の増加の可能性もなく、組合活動もされていない、いわば組合が消滅したと考えられる場合には、労働委員会規則三四条一項七号に基づき、当該組合員個人、または上部組合に承継の申出をしておく、というのが妥当な措置と考えられます。いずれにせよ、個人申立て、または上部組合申立ての道も開かれておりますので、一人組合にのみ固執しなくてもいいのではないかと考えます。

以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

— 45 —

質疑・意見交換

樋口（三重・労） 三重地労委の労働者側 委員の樋口でございます。三重地労委の経験では、再三触れられておりますように、総会資料の七七頁に「ニューリンカーン事件」が載っておりますので、ご参照願いたいと思います。私は、本件について設問の事案を考へるとき、「一人組合の申立適格」という問題設定の仕方に問題があると思いります。「一人組合」とは、組合員が一人であるということであり、このような現象は「労働組合結成準備」「崩壊過程」「労働組合の消滅」という三つの場合に生じていると考えられます。結論的に言えれば、私は「労働組合結成準備過程」と「崩壊過程」の一人組合については、少なくとも申立適格を認めるべきであると考えています。様々

な先例も、肯定したものは結成準備中と崩壊過程での一人組合の事件であり、否定したもののは組合消滅後にある一人組合の事案であると思います。労働組合を、結成準備・崩壊過程・消滅完成とすることで分類することにより、命令・判例事例を基本的には統一的に解釈できると考えています。

ところで、「一人組合」の問題とよく似た事例に、「一人会社」というのがあります。一人会社について、団体性を巡って

いました。市民法社会の原則からすれば、違法な行為である団結、団交、争議行為を憲法上の権利として規定し、刑法第三十五条の正当行為として、労働者は刑事免責を与えられ、また労組法八条により労働者は民事免責を与えられています。これらの権利

何ら問題とされず、適法に存在するとされる労働者は、団結の機能を通して、自由な当事者に回帰し、使用者との自由な合意により契約原理の支配する市民社会に再登場してくるものと仮定したものです。

しかし、労働組合を結成・維持・発展する行為は、労働組合の設問を、結成準備・崩壊・消滅ということにより、統一的に理解しようとするのは、労働基本権の理念・不当労働行為の救済制度・労働組合の機能という、理念・制度・機能の三つの点を踏まえて、この問題を考えるべきではないかと思うからであります。私述に説法になりますけれども、

このように見えて、その内容が当該企業に働く全労働者の労働条件や労働基準に関係する場合、そこには団結体形成過程上の問題である場合が多いと考えることもできます。一人会社については、団体性を巡って

事実上免責を与えられています。これら

の構成員が一人であつたとしても、適法な社団として認められているのであります。一人組合も一人会社同様、法的・目的・機能から総合的に考えるべきだと思います。私が一人組合の設問を、結成準備・崩壊・消滅ということにより、統一的に理解しようとするのは、労働基本権の理念・不当労働行為の救済制度・労働組合の機能という、理念・制度・機能の三つの点を踏まえて、この問題を考えるべきではないかと思うからであります。私述に説法になりますけれども、

このように考えれば、労働組合の機能は、合を結成し、維持し、発展させていくという連続した行為に自らを置くことを通じてしか不可能なことがあります。しかし、このように考えたとしても、労働組合結成準備とは無関係なすべての個別労使関係の紛争を、労働委員会が関与できることとは、法改正・立法の問題であるとすることは、法改正・立法の問題であり、現在の不当労働行為制度の下で、労働委員会が関与することはやはり無理かもしれません。なお、労組法第七条一号、二号、四号は、個人でも申立てができることを理由に、一人組合を認める実益はないといふ見解もあるかもしれませんし、先ほどもそういう立場で発表されたかもしれません。しかし、これは労働基本権の理念・不当労働行為制度・労働組合の機能を考慮しない

組の中に労働者を組み込むためのものであり、私としては賛成できません。

ありがとうございました。

嶺間（沖縄・労） 沖縄の労働者側委員の嶺間と申します。予め発言をする予定で準備をしていたというわけではありませんので、感想程度というふうにお聞きいただければと思います。結論を申し上げれば、私は申立適格を認めるべきだという立場です。

その中で「認めるに当たつても」という前提がいくつか紹介をされました。私は、使用者側の支配介入によつて組合員が一人になつた、ということだけ認められれば足りるのではないかとおもいます。組合活動があつたかどうかということが、判断材料の一つになつてゐる判例命令もあるようですが、組合員が一人になる、その過程にあつてはやはり厳しい解雇とか不利益な取扱い、これがなされてゐると思つていいと思います。そういうふうな中で、組合員の勧誘をやつてもなかなか進まない。したがつて、人になつた組合員は、地労委の命令をもらつて使用者側の不当性を明らかにしながら、そのことによつて組合員の拡大の力にしよう、そう考へても当然だと思います。そして、地労委への申立てそのものが組合活動の一つだと、こういうことを考へれば、全然考へなくていいということにはならないかと思いますが、それほど重視しなくてよからう、というのが私の考へであります。そして、一人であるということで一人組合を認めない、申立てそのものを否定をする

ということを、地労委の立場として取れば、結果として不当労働行為を労働委員会自身が容認する、というのは言い過ぎかもしれない。まへんが、そういう結果になるのではないかというのが、私の議論をお聞きした感想意見であります。ありがとうございます。

五味（山梨・公） 山梨県地労委の公益の五味でございます。資料の三番目に、「旭館望月製糸所ほか二件不当労働行為事件」ということで、山梨地労委が昭和五三年の一月一九日に決定した命令が紹介されておりますので、私自身は関係しておりますが、先輩が出した命令書を読んで、若干の感想も含めて、ご紹介をしたいと思います。この命令は、団体交渉拒否の一号事件でございます。主文はご覧になりますとすぐわかりますように、申立てを棄却してあるという事案でございますので、こういう問題のときにどちらに分類するのかどうのが、非常に難しく感じられる事案でございます。当事者の所に書いてありますように、山梨県製糸労働組合という申立人は、三つの労働組合が組織統合して結成した単位組合であります。結成当時の組合員数は四五名ということです。賃金等の要求書を出して、統一団体交渉を申し入れたところ、会社側は統一交渉は困るということで、拒否をしてきました。地労委の斡旋も三回ばかりやりましたけれども、会社の態度が変わらないということで斡旋打ち切

りとなって、救済申立てが昭和五三年の七月一七日に出でております。地労委は、三回の調査期日と一回の審問期日を開いて、証人を三人調べたようでござります。ところで、この命令は団体交渉を拒否したことについて、七六頁の最後のほうにありますように、「労働組合法七条二号に該当する不当労働行為と断ぜざるを得ない」ということで、不当労働行為であるということを認定しております。ところが、その申立人組合はその所属の各分会が分会大会を開いて脱退し、もしくは脱退を決議し、執行委員長一名を残すのみとなつたことが明らかであり、これを否定する申立人組合の疏明がない。よつて本件は救済の利益がないので、申立てを棄却する」という結論になつたわけでございます。脱退のことをちよつと調べてみましたら、救済申立てをする前の七月六日に一つの分会が脱退しております。それから、救済申立てが出た後、八月三日にもう一つの分会が脱退しております。最後の審問の期日前に、三つ目の分会も大会で脱退を決議している、ということがわかりました。組合員の減少が、私は細かく見ておりませんのでわかれません。命令の前の使用者側の参与委員の先生の意見書を見ますと、「申立人組合には、現在被申立て人三社の従業員は一名も加入していない。労使関係の存在しない現在において救済されるべき者は一人もない。存在しないものに救済命令が発せられることは全くないのであって、申立人の主張には何ら合理的理由はない」というようなことを書かれております。

そういう事案でございますので、不当労働行為を認定して、救済をしなかつたといふ、ちよつと和解的な命令かな、というのが私の感想でございます。従業員がいないう、ちよつと和解的な命令かな、というのもう少し考えるべき事案かなと思いますが、不當労働行為を認定した以上は、主文のほうで何らかの救済の文言が考えられなかつたかな、というのが私自身のいまの考え方でございます。先輩の出した命令について、ちよつと批判的なことを言うのは具合が悪いですが、そういうふうに思つております。こういう命令が出たときに、組合は不當労働行為を認定してもらつていいのですから、不服申立てをしなくてもいいのです。この命令が出たとき、組合は不當労働行為を認定してもらつていいのですから、会社側は、これは主文で勝つたんだかたようで、結論はこのまま収まつたと私は見ているのですが、一応そういう命令があることを紹介し、私の若干の感想を含めて発言させていただきました。